

# ニュージーランド家族法 (1)

## マーク・ヘングマン / チャミアン・オー

(オタゴ大学法学部教授・学部長 / オタゴ大学法学部助手)

訳 梅澤 彩 (椋山女学園大学)

(現代マネジメント学部専任講師)

監修 小川富之 (近畿大学法学部教授)

一	はじめに	次
1	ニュージーランドの家庭裁判所	
2	マオリ族の家族と婚姻	
二	婚姻制度	
1	婚姻の要件	
2	婚姻の手続	
3	婚姻の無効	
4	マオリ族の慣習婚	
5	婚姻の効力(以上本号)	
三	婚姻解消制度	
1	別居命令による別居	
2	合意による別居	
3	婚姻解消の意義	
4	婚姻解消の要件	
5	婚姻解消の手続	
6	外国法にもとづく婚姻解消の有効性	
7	死亡推定にもとづく婚姻解消	
四	親子関係	
1	子の福祉と最善の利益	
2	子の監護と面接交渉	
3	子のための弁護士選任	
4	子の安全	
5	子の意見	
6	子の奪取に関するハーグ条約	
五	夫婦財産	
1	婚姻解消の際の財産分割	
2	婚姻の死亡解消の際の財産分割	
3	マオリ族の財産承継	
六	扶養と子の養育	
1	扶養	
2	子の養育	
七	おわりに 法改正の動向	
1	シビル・ユニオン法	
2	一九七六年財産関係法の改正	
3	二〇〇四年児童監護法	
4	二〇〇四年生殖補助医療に関する法律	

## 1 背景

ニュージーランド家族法の多くは制定法により構成されている。たとえば、ニュージーランドは、一八八一年に養子縁組を制定法によって認めた最初の国としてよく知られている。また、ニュージーランドは、イギリス法を継受しており、その例として、既婚女性の財産に関する法(The Married Women, s Property Legislation)などがあげられる。

ニュージーランドの現行家族法は、当然のことながら、ニュージーランドにおける最近の社会情勢や家族観を反映したものととなっている。ニュージーランドは、一九七六年婚姻財産法(The Married Women, s Property Legislation 1976)で、婚姻期間中に獲得した財産は、寄与度に応じて公平に分割されるべきであり、家事労働や育児のような婚姻生活への貢献は、賃金収入や財産獲得と同等の貢献であるとした原則を、コモンウェルスの中で早い時期に導入した国の一つとしてよく知られている。ニュージーランドは、また、一九三八年社会保障法(The Social Security Act 1938)によって、生涯にわたる家族の安全を保障し、一九七三年家族支援法(The Domestic Purposes Benefit Act 1973)によって、単独親の一時的支援を提供する制度を確立している。一九七〇年代後半と一九八〇年代になって、裁判制度についての王立委員会の報告書(Report of the Royal Commission on the Courts 1978)は、家族法と家事事件を解決するための手続を大幅に改正する必要があると結論づけた。一

九八〇年家事事件手続法(The Family Proceedings Act 1980)はこの報告書にもとづく改正の最も重要なものとしてあげられる。

最近のニュージーランド家族法改正の動きは、ニュージーランド社会における家族や人間関係の変容に対応しようとしている努力が強くなりがわかれる。七 おわりに「法改正の動向」で紹介するが、二〇〇四年シビル・ユニオン法(The Civil Unions Act 2004)や二〇〇四年児童監護法(The Care of Children Act 2004)といった時代を先取りするような立法がなされ、注目すべき法律がいくつか制定されている。

### 1 ニュージーランドの家庭裁判所

家庭裁判所は、地方裁判所(District Courts)(一九八〇年家事事件手続法四条)の一つであり、家族法に関するあらゆる問題についての広い管轄権を有している(一九八〇年家事事件手続法一条)。家庭裁判所の主な特徴は、次の通りである。

家庭裁判所の裁判官は、この領域のスペシャリストであり、識見、人格を備えた人の中から、コンシリエイションやメデイエイションといった方法で対審構造をとらないで家事事件を解決するという特性を考慮して選任される【注1】。

訴訟を回避して当事者の合意にもとづいて紛争を解決することが重要視される。

(つづく)